

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

社会福祉法人 幸友会
新鶴見はなかご保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

| |
|-----------|
| 株式会社フィールズ |
|-----------|

②施設・事業所情報

| | |
|------------|---|
| 名称: | 新鶴見はなかご保育園 |
| 種別: | 認可保育所 |
| 代表者氏名: | 甘竹 志光 |
| 定員(利用人数): | 60名(61名) |
| 所在地: | 神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町17-8 |
| TEL/FAX: | TEL 045-642-3535 FAX 045-642-3536 |
| ホームページ: | https://www.hanakago.ed.jp |
| 開設年月日: | 2012年4月1日 |
| 経営法人・設置主体: | 社会福祉法人 幸友会 |

職員数

常勤/非常勤

| | |
|--------|--------|
| 常勤:23名 | 非常勤:7名 |
|--------|--------|

専門職員(名称)

| | |
|-------|-------|
| 園長:1名 | 主任:1名 |
|-------|-------|

| | |
|----------|--------|
| 管理栄養士:1名 | 栄養士:1名 |
|----------|--------|

| |
|--------|
| 調理士:1名 |
|--------|

施設状況

| | |
|-------|-------|
| 保育室:6 | トイレ:3 |
| 調理室:1 | 事務室:1 |
| 園庭:あり | 屋上:あり |

③理念・基本方針

【保育理念】

家庭・地域・保育園の絆を大切にする～一つの大きな家族でありたい～

「心・技・体」を育み、子どもの個性と可能性を拓げる

(心) 優しい心、思いやる心、マナーと道徳心を育む

(技) 子ども達の様々な可能性を広げ、就学に向けて教育基礎を育む

(体) 食育と共に健康で丈夫な体づくりを行い、基本的な生活習慣を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

保育の基本方針にある(心)ではたくさんの日常生活や遊びを通して思いやりとマナーを学んでいけるよう取り組んでいます。自分の思いを話し、相手の思いにも気づく中で共に育ちあう関わりを大切にしています。

また、遊びの中で異年齢児交流も取り入れ、関わりを通じてのふれあいを大切にし、他者を思いやる心を育てています。

(技)専任講師による毎週の体操教室(2～5歳児)や隔週でのリトミック教室(1～5歳児)、絵画教室(3～5歳児)を取り入れ、一人ひとりの個性を伸ばしています。

(体)2歳児から食育活動を行い、本物の食材に触れながら『食』の大切さを体感できるようにしています。給食では栄養士が旬の食材を取り入れながらバランスを考えた献立を作成しています。追いかけっこやドッジボールなどを十分に行える園庭では安全に子ども達の遊びを保証しながら、体づくりをしています。

このような豊かな生活体験を通して基本的な生活習慣の確立へと導いていけるようにしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年6月11日

訪問調査日:令和3年11月12日

評価結果確定日:令和4年4月18日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2017年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)生活経験を通した保育活動の工夫

子どもたちは、四季折々の行事や、発表会、作品展などを楽しみにしています。室内設置の運動大型遊具、園庭遊び、専門講師による体操教室やリトミック、戸外活動などで、十分身体を動かして丈夫な体作りに取り組んでいます。散歩での地域住民との交流や高齢者施設との交流、勤労感謝で消防署の皆さんへ手作りカレンダーを届けたり、芋堀りや社会見学などに出かけています。食育では、マナーや季節の食材を学んだり、クッキングを楽しんだり、野菜を栽培し収穫後は給食に利用したりしています。子どもたちは造形教室も楽しみにしています。遊びや生活の中で様々な経験を重ね、友だちと関わり、思いやりや意欲を高め合って成長しています。

2)職員が連携した保育実践

毎日の昼礼や各会議での話し合い、内部研修での学びなどで職員は密にコミュニケーションを図り、情報共有しています。話し合いでは活発な意見交換をしています。課題に対し、様々な試みを実践し、次に繋げるようにしています。栄養士と連携をした丁寧な食育活動や食に関する情報提供、コロナ禍での感染リスクを考慮しながらの行事の取組の検討・実施など全職員が協力しながら子どもに関わり、育ちを見守っています。

3)子育て支援事業の取組

地域に開かれた園として、子育て支援事業に力を入れています。事業は子育て支援専門職員を配置し、「地域との連携年間計画」を立てて進めています。長引くコロナ禍で取組を控えた期間もありますが、園庭開放、身体測定、育児相談、交流保育、出張保育のほか、育児講座では地域ニーズに配慮した、園の嘱託医による子どもの成長等育児講座、離乳食試食会、ふれあい遊び講座を予定しています。お知らせは園外掲示のほか、近所のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに掲示させてもらっています。

◇改善を求められる点

1)標準的な実施方法の見直しや改定

標準的な実施方法は、年に一度、および必要時に、見直しや改定が行われています。手順や記録の仕方、業務上のルールなどは、適宜職員間で話し合いや確認を行っています。しかし、一部のマニュアルや規程において定期的な見直しや改定が不十分な部分があります。検討が期待されます。

2)工夫された園からの情報発信

登園時に保護者から家庭の様子を聞き、降園時に園でのその日の様子を伝えています。連絡用アプリケーションソフトを活用し、活動内容などを伝えています。園だより等でも伝えています。保護者からは子どもの様子を知りたいとの要望があります。コロナの影響で保護者が園内に入れない状況となっていますので、写真や動画、連絡帳などの情報発信の更なる工夫により、園での様子を知らせることが期待されます。

3)環境整備の工夫

園舎の構造上のこともあり、子どもが自由におもちゃ等を選び、遊びこんだり、一日を通してゆったり過ごせる環境、備品などの収納について、職員は園の課題としてとらえています。おもちゃや素材の提供、空間の使い方など、試行錯誤しながら進めています。さらなる実践や工夫が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 新鶴見はなかが保育園

第三者評価を受けたことで、保護者からの意見や職員からの意見、第三者評価機関からの評価など、様々な視点からの意見や評価を頂けたことは今後の保育園運営に大きなプラスになると感じました。

普段の保育だけでは気付けない事や、保護者とのコミュニケーションの仕方の工夫、地域との交流や支援の在り方など今回の第三者評価を通して気づいた保育園の良いところや課題等、今後の保育園運営に活かしていきたいと思えます。

新鶴見はなかが保育園 園長 甘竹志光

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

| | | |
|---|-----------------------------------|----------|
| 1 | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | b |
|---|-----------------------------------|----------|

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人内の3つの保育園共通の保育理念、保育方針で子どもの人権を尊重し、園の目指す方向、考え方を明文化しています。職員には理念、方針を明記している入園のしおりを毎年配付し、読み合わせ確認をしています。理念・方針について、保護者には園見学の段階から入園説明資料により説明しています。その他、入園のしおりは毎年配付し、年度末の懇談会で説明をしているほか、玄関に置いたファイルにも入れ、周知に努めていますが、さらに保護者の認知度を高めていくための検討が必要と考えています。今後の取組が期待されます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

| | |
|---|---|
| I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | b |
|---|---|

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や各種福祉計画の策定動向と内容については法人が把握・分析をしており、園は法人の方針にもとづき運営を行っています。毎月の月次報告では、業務委託をしている経理会社からのコンサルティングがあります。法人内の園長会や鶴見区の園長会で情報収集や現状の確認をしています。今後も、園が位置する地域の福祉需要の動向を把握するため、子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ等、課題分析の継続が望まれます。

第三者評価結果

3

| | |
|------------------------------------|---|
| I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | b |
|------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人が収集・分析した事業所運営に影響のある重要な情報や課題は、法人内の園長会の中で定期的に園長に示されています。その後、運営に必要な内容に関しては職員会議などで報告し、重点改善課題として設定されていく体制があります。園周辺地域は川崎と市境で、川崎市側に建設中を含め大型マンションがいくつもあるため、越境入園を含め児童の確保については安定が見込まれています。運営上の課題については今後も解決・改善に向けて取り組むこととしています。今後の取組が期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していきなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

現在、法人として3～5年スパンで課外教室の充実、安心して預けられる保育園、職員の育成・資質の向上、福利厚生充実など、今後の中・長期的なビジョンを明確にするための検討を行っている段階です。中長期計画及び収支計画の策定が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

昨年度の課題、理事会での話し合いなどを考慮した令和3年度の事業計画書がありますが、中・長期計画は現在検討中のため、それを反映したものになっていません。事業計画の内容は、保育目標や年間行事計画、職員研修計画、備品・遊具・玩具購入計画など単年度における事業計画内容が具体的に示されています。毎月の月次報告で進捗状況の確認ができています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

| | | |
|---|--|---|
| 6 | I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
|---|--|---|

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画の策定にあたり、一部の職員と話し合いや確認をし、園長が策定しています。年度末には理事会で報告をしています。重要事項については職員を集めて説明をしています。保育内容でない経営面については職員間での検討が難しい場合があるので、事業計画の職員への周知・理解を促すための方法について、今後検討が必要と考えています。

第三者評価結果

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 7 | I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。 | b |
|---|-------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

コロナ禍が続いていますが、事業計画にもとづいた園の保育や行事計画について懇談会を開催し説明をしています。その際は、保育室の仕切りを広げ、ソーシャルディスタンスを確保するなど感染予防対策を講じています。懇談会では、クラスの様子や、1年間の目標、子どもの育ちなども含め保護者に分かりやすく説明をしています。昨年度の年度末の懇談会では年間の報告をしています。今後も保護者理解を得る取組の継続が望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

| | | |
|---|---|----------|
| 8 | I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a |
|---|---|----------|

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画作成、行事計画、全体の計画、人材育成等、保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。年間指導計画、月間指導計画等の書式に自己評価欄があり、職員は保育の評価をし、園長、主任が確認をしています。評価結果を分析・検討する場として、職員会議、カリキュラム会議、リーダー会議等があります。保育の質の向上に向けた保育所の自己評価は毎年行い、玄関の掲示で公表しています。第三者評価は平成29年度に受審し、今年度が2回目です。

第三者評価結果

| | | |
|---|---|----------|
| 9 | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b |
|---|---|----------|

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

事業計画の中で保育の質の向上に向けた園の方向性を示し、取り組んでいます。優先順位や予算等を考慮しながら職員間で課題となったことは会議等で検討し、改善に向け取り組んでいます。単年度で解決できないことは、次年度も引き継いでいます。保育の質の向上に向けては事業計画だけでなく、保育所の自己評価を行うことでも課題を明確にする仕組みがありますが、コロナ禍のため、計画通りに進んでいない部分があります。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| 10 | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | b |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は職員に対し、年度当初に、園をリードする立場として方針と取組目標や内容について伝えているほか、職務につきも職務分担表を配付・説明をしています。園長自らの役割と責任について文書等での表明はしていません。園長が不在時は主任が園長不在時代行職員として役割を担うよう、役割について慣例で行っていますが、文書等で明確化はしていません。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| 11 | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は運営法人内の園長会等で得た新たな取組や法令などを職員に分かりやすいように説明をしています。公正な取引に関しては、保護者に配付する重要事項説明書の中で、取引事業者を公表しています。園は環境にやさしい保育所作りを積極的に行った園として「よこはまエコ保育所」として認証を受けています。さらに、横浜市の通達やニュース報道などから、他施設での不適切な事案などを取り上げ、話し合いを重ねることで福祉に携わる職員としての心構え、行動につながるようにしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 12 | II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、主任と連携し、日々のクラスや職員の様子、指導計画や日誌の確認をしています。それらから現状の課題を見つけて指導やアドバイスをすることはありますが、クラス運営に関しては担任に任せているほか、保育に関する直接的な指導やアドバイスは主任が行っています。職員会議等は各職員が発言しやすい環境をつくり、実際に意見交換等が活発に行われています。園内研修係がほぼ毎月計画する園内研修のほか、一人ひとりのキャリアに合った研修や自らが学びたいと要望のある外部研修への参加を勧めています。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 13 | II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | b |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は効果的・効率的な事務、休憩時間の確保、職員の残業の削減など常に考え、業務の実効性を高めるようにしています。子どもやクラスの様子を始め、職員のスキルや全体のバランスを考慮しながら組織体制作りをしています。ICT化を進め、記録はタブレット入力としたことで、記録時間の短縮効果が出てほかに、記録の時間帯を設定することで時間の確保をしています。園長は、税理士や社会保険労務士からのアドバイスを受けながら経営改善や業務の実効性を高めるための指導力をさらに発揮していくこととしています。今後の取組が望まれます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

福祉人材の確保と育成については法人の考えに従っています。職員の採用については法人内の園長会で検討されています。現時点では、法人内3園とも安定した人材確保ができています。園では、保育士のほか、管理栄養士や子育て支援専門職員の配置をしています。また、人材育成に向けたキャリアごとの研修計画があり、それに従って人材育成をしています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。人事基準に関しては法人が定める人事規定や給与規定があり、職員に周知されています。園長は個別の面談・意向調査や各会議、日頃の会話から職員の意向や意見を把握し、改善につなげています。しかし、法人の考えで、人事評価を職員に示すことはしておらず、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりには至っていません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

全ての職員が安心して働くことができ、職員のフォローにつながるようヘルスケアの目標を掲げ、「心の健康作り計画」を立てています。また、毎年職員アンケートの自由意見から職員の意向を把握しているほか、職員向けの苦情処理制度規程をつくり、苦情を申し立てやすいようにしています。その他、ワーク・ライフ・バランスに配慮した育児休暇取得後の時短勤務、介護休暇取得などにも力を入れています。園長は主任とともに日々職員配置や体制を考慮し、コミュニケーションを密にしながら働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。職員自身が目標設定シートで年間の目標と、それに対する具体的な取組や行動などを設定し、半期ごとに自身で振り返りをしています。職員の振り返りや目標達成度については主任が園長と話し合い、確認後コメントしています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

運営法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。園では管理栄養士、調理士など専門資格を持った職員の配置をしています。園内研修のほか、一人ひとりのキャリアに合った研修や自らが学びたいと要望のあった研修への参加を勧めています。園内研修係が研修計画を立て、年度末に見直しをしています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況は、職員データや研修レポートの提出などで把握しています。新卒対応職員には経験のある職員、主任等がフォローする体制があります。園内研修は園内遊具、ICT化について、ケースカンファレンスなど、職員の職務や必要とする知識・技術の水準に応じた幅広い教育・研修が行えるようになっていきます。外部研修案内を周知するほか、職員が希望する研修に参加できるようシフトを調整しています。働き方に違いのある非常勤職員も外部の救急救命講習研修に参加できるように配慮をしています。取組の継続が望まれます。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生対応マニュアルがありますが、実習生受け入れ、育成に関する基本姿勢の明文化はありません。実習指導者に対する外部研修に主任が参加し、活かしています。実習生受け入れの時は、学生により、部分実習や責任実習の機会を持ち、より実践に近い形で実習できるようにしています。担当職員は、毎日実習生と反省会を設け、意見や質問に対応しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 21 | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。 | a |
|----|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページ、ワムネット、園パンフレットに基本方針や園情報を載せています。今回受審の第三者評価結果は後日公表します。苦情・相談の内容にもとづく改善・対応の状況については園だよりで保護者に公表をしています。地域の福祉向上のための子育て支援取組のお知らせは、チラシで案内したり、園外掲示で知らせたり、子育て支援拠点のわっくん広場を通して実施しています。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 22 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人として適正な会計、経理の仕組みがあり、ホームページで公表しています。事務・経理・取引に関しては、法人指定の公認会計士に委託をされており、内部監査も適正に行われています。園の事業・債務に関しては園長が毎月月次報告会にて状況報告をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 ウ 子ども個々の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画で地域との関わりを文書化しています。市や区からの地域情報も適宜保護者に提供しています。例年であれば子育て支援事業、近隣の姉妹園での移動動物園、高齢者施設訪問(幼児クラスがほぼ毎月交流をしている)、敬老会(今年度はしおりやハンカチを作り、届けた)、横浜3R夢の環境活動の取組での土作り、警察署による交通安全教室、消防署の協力を得た避難訓練、勤労を感謝し毎年消防署に手作りカレンダーを届けるなど、地域の人々等と子どもとの積極的な交流の機会が持っていますが、コロナ禍が続いているので、控えている取組もあります。収束後の再開が望まれます。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れ規定があり、受け入れ趣旨を明文化していますが、マニュアルに関しての職員周知には至っておらず、園長は見直しの必要性を考えています。学校教育等への協力は全体的な計画の中で示しています。コロナ禍で読み聞かせや合奏団のボランティアや中学生の職業体験受け入れは中止しています。収束後の再開が望まれます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子ども・保護者の状況に対応できる関係機関(行政、病院、教育機関、児童相談所など)のリスト化をしていますが、職員への周知に至っていません。園長会、幼保小連絡会のほか、自治会の賀詞交歓会に参加し、地域の情報を得ています。また、権利侵害が疑われる子どもへの対応については関係機関と連携していく体制があります。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>
 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行っています。子育て支援事業の園庭開放や育児相談や園見学者からのアンケートなどを通じて地域の福祉ニーズの把握に努めています。幼保小の連絡会議や地域の高齢者施設への訪問、近隣の保育園、小学校との交流を通して福祉ニーズの把握に努めています。

第三者評価結果

27

| | |
|--|----------|
| Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
|--|----------|

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>
 把握した地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業や活動を行っています。「地域との連携年間計画」を立てて進めています。敬老会では地域の住民を招待したり、幼児クラスが毎月のように高齢者施設を訪問し交流をしたり、子育て支援事業では園庭開放・育児相談・育児講座（嘱託医を招いての育児講座・離乳食試食会等）をしています。自治会と連携しており、地域清掃協力依頼が来ています。被災時に近隣の人々の園避難の受け入れは可能としていますが、備蓄に関しては地域向けの備えの確保には至っていません。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

子どもを尊重した保育についての基本姿勢を、理念や保育方針、保育目標として明示し、職員が共通の理解を持ち実施するための取組を行っています。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議で話し合っているほか、虐待防止連絡会に参加して意識を高めています。子どもが互いを尊重する心を育てるために、幼児クラスの年間目標を、友だちとのつながりを広げる、仲間として意識する、仲間と一つの目標に向かって力を合わせるなどとして取り組んでいます。保護者には懇談会や書面における伝達で理解を図る取組を行っています。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関することは個人情報管理マニュアルの中で示しています。保護者には入園時に説明をしています。職員は着替えやおむつ替え時の配慮、幼児の個室トイレのドア設置、夏の水遊び時の目隠しなど子どものプライバシーに配慮した保育を行っていますが、マニュアルの定期的な確認には至っていません。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供しています。ホームページをリニューアルして分かりやすい情報発信に努め、パンフレットは図やイラストでコンパクトに園紹介をしています。コロナ禍で園内に入つての見学は見合わせていた時期もありますが、現在は再開しています。見学の際は希望者の都合にも対応するようにしています。園の資料を公共施設等に常置することはありませんが、子育て支援事業の育児講座などのお知らせは近所のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに掲示させてもらっています。今後も積極的な情報提供に努めることが望まれます。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園時の説明については、入園前に説明会や個人面談を行い「重要事項説明書」や誓約書の補充説明を十分に行うように配慮をし、同意を得ています。個別対応によって、家庭状況の聞き取りや子どもの相談など細目にわたり丁寧な対応をしています。入園前に面談を行うことによって、職員間の情報共有ができ、入園時には子ども一人ひとりに応じた保育が可能となっています。保護者への説明にあたっては接遇マニュアル等でルール化し、個別の状況に配慮した説明をしています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

子どもの個人情報保護の観点から、園の変更があっても書面での引き継ぎは行っていません。情報提供には十分配慮し、行政を通じての情報共有を期待します。転園や卒園児の保護者には園長・主任が窓口となって相談を受けることを口頭で伝えています。コロナ禍以前は卒園児を園の運動会に招待し、園との関係性の継続に努めた配慮をしています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
 - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育のなかで子どもの表情や様子、言動で満足度を把握するように努めています。送迎時の保護者とのコミュニケーションを大切にし、意見や要望を受け付けています。玄関に「ご意見箱」を設置するなど意見を言いやすい環境を整えています。行事の後にはアンケートや口頭で意見をもらい、結果を職員会議で検討、周知し、次回の行事や次年度の計画に反映するようにしています。懇談会のほか、保護者と担任の個人面談の機会もあり、園の様子、家庭の様子を相互で共有して話しやすい環境づくりに配慮をしています。保護者主体の保護者会組織はありません。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>
 保護者に配付する重要事項説明書に第三者委員2名の氏名・連絡先を明記しています。玄関に「ご意見箱」を設置いつでも利用できるようにしています。苦情を受けた場合は「苦情解決記録簿」に記録し、職員会議で経緯等を共有する仕組みがあります。苦情内容や解決結果等は保護者に配慮をしながら必要に応じて園だよりに掲載し公表をすることとしていますが、まだ事例はありません。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。 a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>
 保護者に配付している「重要事項説明書」に園での苦情受付体制、第三者委員の設置があることを明記し、入園時に相談や意見を述べる際に、選択できる環境があることを保護者に説明しています。玄関に重要事項説明書などをまとめたファイルを置いています。保護者との面談時には、事務室や空いている保育室など落ち着いた空間で話せるようにしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>
 連絡用アプリケーションの活用や、送迎時に保護者とコミュニケーションを取るように心掛けています。相談や意見は職員会議、リーダー会議、昼礼等で対策や対応を検討し、経過報告を共有しています。担任が受けた保護者からの相談や質問について、内容によっては、園長、主任の判断を仰ぐこともあります。検討に時間がかかる場合は解決に向けて検討をしている流れを丁寧に説明しています。「苦情対応規程」がありますが、定期的な見直しには至っていません。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

| | | |
|----|--|----------|
| 37 | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a |
|----|--|----------|

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>
 リスクマネジメントに関する責任者は園長です。「園内での事故(ケガ)・緊急時の対応」は事務室と各クラスに掲示をし、迅速な対応ができるようにしています。チェック表にもとづいた安全対策もしています。職員会議等で共有しながら、環境整備や事故防止を常に意識しています。園内研修では公園の危険マップ、散歩ルートの統一など検討しています。事故報告書やヒヤリハットのほか、月1回の想定を変えた避難訓練を実施し評価と見直しを行っています。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|----------|
| 38 | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
|----|---|----------|

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
 感染症対策についての責任者は園長です。「感染症予防マニュアル」があり、マニュアルは毎年見直しをしているほか、ノロウイルス、嘔吐処理など園内研修を行っています。行政からの情報は昼礼等で職員に周知をしています。コロナ禍であるので、感染症の予防策には特に気を配っています。園内で感染症が発生した場合は、アプリケーション配信のほか、感染症名(病名についての情報)と人数を玄関に掲示しています。

第三者評価結果

39

| | |
|---|----------|
| Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a |
|---|----------|

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>
 年間避難訓練計画によって、火災、地震、大規模震災など毎月想定を変えた訓練を行い、地域の消防所の査察を受けています。災害時には連絡用アプリケーションによる一斉配信、災害時伝言ダイヤル「171」、園の張り紙で確認することを重要事項説明書に明記をしています。備蓄品は、リストを作成し、園長と給食担当職員が管理者となっています。地域の防災訓練には園長が参加することで、協力体制を作っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 40 | Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 | b |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育に関する基本的な事項は、保育理念、保育目標、全体的な計画、運営規程などに明記し、子どもの尊重や権利擁護の姿勢を明示しています。感染症、衛生管理、事故防止、個人情報管理、苦情解決などに関する標準的な実施方法がマニュアルとして、文書化されています。各種マニュアルにもとづいた実施方法は、職員会議、昼礼、内部研修で確認し、園長や主任が個別に助言等行っています。標準的な実施方法にもとづいて実施されているかは、各指導計画の内容、職員振り返りシート、会議録、保育日誌、見回りなどで、園長・主任が確認しています。しかし、一部活用されず見直しが必要なマニュアルもあります。今後の検討が望まれます

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| 41 | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | b |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法は、年に一度、および必要時に、見直しや改定が行われています。手順や、記録の仕方、業務上のルールなどは、適宜、職員間で、話し合いや確認を行っています。昨年度、今年度は新型コロナウイルス対応による保育内容の検討や地域支援の変更、修正など話し合いを行ってきました。しかし、一部のマニュアルや規程の定期的な見直しや改定に不十分な部分が見受けられ、検討が期待されます。意見箱、懇談会、個別面談、行事後のアンケートや口頭の感想などから寄せられた保護者の意向や意見を参考にし、保育の実施に反映できるよう検討しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

各クラスの担当職員が、年間指導計画、月間指導計画、週案を作成しています。0～2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。栄養士が食育計画を作成しています。また保健計画があります。指導計画の最終責任者は園長としています。各指導計画は、子どもの発達や、状況を職員間で確認し、カリキュラム会議などで見直しと検討を行っています。特別の配慮が必要とされるケースや支援困難ケースは、必要に応じて、鶴見区の担当課や、保健師、東部療育センターと連携することとしています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画に「ねらい」「目標」「評価・反省」「家庭との連携」の欄を設け、振り返りと見直しをしています。職員会議、カリキュラム会議、クラス会議、昼礼で、各指導計画の内容などの報告と、見直しによる話し合いを行い、課題を抽出し、次の計画に繋げています。子どもの状況、クラスの活動の様子、天候などにより、指導計画は柔軟に変更しています。その際は、昼礼などで確認しあい、議事録を残していません。議事録をもとに、主任が保育日誌に記録しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、児童票、個別指導計画、午睡チェック表、連絡帳など、統一した様式に記録しています。帳票類の書き方は、入職時研修のほか、園では、用語の統一、子どもの姿をとらえた書き方などを主任が助言しています。定期的に職員会議、カリキュラム会議、リーダー会議、給食会議、クラス会議等を行い、子どもに関する情報共有をし、議事録を残しています。毎日昼礼を行っています。保育ICTシステムでも共有が図られています。業務連絡などは保育日誌、昼礼、口頭、通信アプリケーションで情報共有しています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護マニュアルがあります。子どもの記録の整備、保存について「運営規程」に記載しています。個人情報取り扱いについて「重要事項説明書」に明記し、毎年保護者に説明し、同意を得ています。個人情報に関する書類は、事務室の鍵付き書棚に保管管理しています。記録管理の最終責任者は園長です。職員には、守秘義務、個人情報書類閲覧や記録記入は園内で、決められた時刻までに行うなど徹底しています。職員に対し、個人情報保護についての研修や学びの機会が作れていませんでしたので、今後の実施が期待されます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

| | | |
|----|---|---|
| A1 | A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。 | a |
|----|---|---|

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針の趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育方針にもとづいて作成しています。全体的な計画は「家庭・地域への子育て支援」「小学校との連携」「地域との連携」「長時間の保育に対する配慮」などの記載欄があり、子どもの発達過程、家庭環境、地域の実態を考慮した内容となっています。保育所保育指針変更時に職員間で検討して作り上げたものを土台としています。全体的な計画は、12月～1月に、子どもの発達や状況を把握しながら、職員間で振り返りと見直しをしたものを、主任・園長が取りまとめ、年度末に次年度分を策定しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

| | | |
|----|--|---|
| A2 | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | b |
|----|--|---|

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内にはエアコン、加湿器、空気清浄機、扇風機、床暖房があります。陽光が眩しい場合は、日よけタープで調整します。楽器、音楽CDの音量、保育者の声の大きさに配慮しています。園内外の設備、用具は日常的な清掃と安全点検をしています。園庭の砂場は、毎朝掘り起こし、砂の補充もしています。おもちゃ類、備品の消毒を徹底しています。紫外線・オゾンで除菌できる装置を購入し、おもちゃ類の消毒に活用しています。寝具は年4回、業者に乾燥を依頼しています。家具、建具の素材は、自然な色調の木製で、安全性に配慮しています。使い勝手の良い、両開きの棚などを注文して作ってもらいました。おもちゃ、遊具の安全性に配慮し、手作りおもちゃも活用しています。手洗い場、トイレは明るく清潔で、子どもが使いやすい高さで安全に使用できるようにしています。子どもがくつろいで過ごせる環境設定に課題があるとしていますので、さらなる工夫が期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前に保護者から提出してもらった児童票や入園前面談から、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後は担当職員が生活パターンなどを連絡帳や保護者との会話、日常生活から把握しています。0～2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。幼児でも個人差などを考慮しています。日ごろから子どもの状況を職員間で共有しています。子どもが安心して、気持ちを表現できるような関係づくりに努めています。自分を表現する力が十分でない子どもは、態度や表情から判断したり、代弁するなど、気持ちを汲み取っています。子どもの話を良く聞き、気持ちを受容することが大切としています。子どもには、ゆっくりと分かりやすい言葉で、活動の目安やルールを伝えています。しかし活動場面によっては、子ども一人ひとりに寄り添えず、せかしてしまう場合など不十分な面があると職員は考えています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携を取り、基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、靴着脱、手洗い、片付けなど時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重するように努めています。職員が先回りしない事を心がけていますが、場面によっては、日課の時間、順番を優先してしまうこともあります。季節、活動内容、個々の心身の状況に応じて休息や午睡時間を調整しています。低年齢クラスでは、午前寝や夕寝する場合があります。午睡時、眠くない子には横になって体を休める事が大切と伝えています。年長児は1月上旬から、午睡を一斉活動としていません。日常保育の中で、職員が生活習慣、病気、咳エチケット、水分補給などについての話をしています。絵本や紙芝居など利用し、興味がわくようにもしています。栄養士が食育を通じ、健康や食生活について子どもに伝えています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

年齢、発達に応じた玩具、絵本類、素材が準備されています。保育室内で、さらに子どもの自主性が発揮できるような環境の工夫が期待されます。毎日、園庭や屋上、テラスを利用しています。また、近隣の公園に散歩に出かけています。室内では、隣接する保育室の仕切りを外して広くし、ボールやマットを使って体をを使う遊びをしています。低年齢児では、階段上り下りや、子育て支援スペースで十分動き回れるようにしています。一時保育室に、ボルダリング、雲梯などが設置されており、運動を楽しんでいます。夏祭り、運動会、発表会の出し物など、友だち同士やクラスで話し合ったり、一緒に作品や劇を作り上げています。遠足で公共交通機関を利用し、マナーを学んでいます。園外活動で自然を楽しんだり、芋掘りに出かけたりしています。園庭で、野菜や草花の栽培をしています。コロナ禍以前は高齢者施設訪問や地域の子どもの交流保育などを行っています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

一人ひとりの生活パターンや体調を把握し、個別に対応しています。保育室は1歳児クラスと合同で、スペースを区切って利用しています。落ち着いて過ごせる場としてテント型のタープを使っています。0歳児が安心してゆったり過ごしたり、活動を楽しめるよう、さらなる工夫が期待されます。入園直後の慣らし保育は、同じ保育士が一对一で対応しています。子どもの表情、仕草をよく見て、子どもの思いや意向を汲み取るようにしています。おもちゃは安全性に配慮しています。音が出るおもちゃ、手指を使うおもちゃ、絵本、手作りおもちゃなどを用意しています。一人ひとりの、はう、つかまり立ち、歩くなどの時期に応じて、机や低い棚、仕切りなどを利用しています。階段、子育て支援スペース(玄関ホール)を遊びや運動の場にも使います。食事の際、安全な姿勢が保てるよう背もたれにクッションを置いたり、窓際に、手作りの柵を設けたりし、常に安全面に配慮しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、無理にやめさせたり制限はせず、助言や見守りを心がけています。保育室内で自由遊び時間帯に、好きな遊びをしています。おもちゃ、素材などの提供の仕方や、コーナー作りをさらに充実したいと職員は考え、検討を重ねており、さらなる工夫が期待されます。戸外活動では、公園で走り回ったり、季節を感じたり、虫、草花に触れるなど探索をしています。友だちとの関わりには、さりげなく子どもの気持ちを代弁したり、お互いの状態を伝えたり、声かけをして一緒に楽しく活動できるようにしています。合同保育時間、園行事、日常的な交流で異年齢の関わりがあります。調理担当職員が夕方、クラスに入っています。(0,1歳児クラス)保育参観、保育参加で友だちの保護者がクラスの活動に入っています。コロナ禍以前はボランティアや、実習生、職場体験の中学生が来ています。保護者とは、毎日の連絡アプリケーション配信、送迎時の会話、個人面談で連携を図っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児の保育では、自分の興味を持った遊びや活動に積極的に取り組めるよう友だち同士の関係作りに配慮しています。4歳児の保育では、自信を持って活動に取り組んだり、友だちと一緒に楽しめるように、援助しています。5歳児の保育では、一人ひとりの個性を生かし、友だちと協力し合っ、制作物を作ったりなど、物事に意欲的に取り組めるようにしています。保育園でこれまで一緒に過ごしてきたので、友だちのことを理解できるようになってきています。子どもが取り組んできた活動等は、園行事や、保育参観で保護者に見てもらったり、園内に日ごろから、作品や取り組みの様子の写真・コメントなどを掲示しています。おたよりや、懇談会、連絡用アプリケーションソフトで、取り組む姿を伝えることもしています。1年に一度の園での作品展では、子どもの協同作品や自画像など力作が並びます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園玄関、共有部分、保育室に段差はありません。室内エレベーターや多目的トイレがあります。障がいのある子どもの受け入れ時には、障がいの特性を考慮した個別指導計画を作成します。個別指導計画にもとづき、職員間で具体的な対応を確認し、援助することとしています。クラスの友だちと一緒に生活するようにしています。障がいのある子どもの保護者の意向や気持ちに寄り添いながら、保護者と職員は情報共有をしています。必要に応じて、鶴見区の担当課や保健師、東部療育センターと連携し、助言を受ける体制となっています。職員は障害や要配慮児についての外部研修を受講しています。重要事項説明書に「心身の成長のため、保護者や専門機関と連携をする」ことを明記していますが、障がいに関する保育方針や、保育の具体的な情報を保護者に伝える事はしていません。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

登園から降園まで、連続性に配慮し、無理がないように日課を作成しています。その日の状況、体調などに配慮し、柔軟に計画を変更しています。保育室内に、マットや区切られたコーナーを作ったり、家具配置変更などしていますが、常時ゆっくり落ち着いて過ごせる環境整備に課題があると考えています。さらなる工夫が期待されます。低年齢児クラス合同、幼児クラス合同で朝の会があり、話し合いや体操をする時間を設けています。保育時間の長い子どもに配慮し、給食・おやつ・夕方補食を提供しています。温かいものは温かいうちに提供しています。延長時間帯は、現在は低年齢児の利用が多いため、体調管理や、おだやかに過ごすようにしています。子どもの状況について「全体的な計画」「月間指導計画」に長時間保育の記載欄があります。職員間の引継ぎは、「引継ぎボード」「保育日誌」を利用するほか、毎日昼礼を行っています。保護者とは、連絡アプリケーション配信、送迎時会話、懇談会、個人面談などで連携を取っています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を記載しています。5歳児クラスの月間計画に「小学校連携」の欄を設け、実施内容を記載しています。近隣の小学校を訪問して小学生と交流することや、行事に招待されり、地域の年長児交流会に例年参加しています。昨年度、今年度はコロナ禍で実施できず、子どもが小学校以降の生活に見通しを持てる機会がありませんでした。園長や主任が、幼保小連絡会議などから得た小学校生活についての情報を、保護者に懇談会、個人面談、おたよりなどで伝えています。年長児担当職員が「保育所児童保育要録」を作成しています。園長・主任が確認後、就学予定校へ郵送、あるいは持参しています。小学校教諭が来園し、引き継ぎや確認、情報交換を行っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関するマニュアルがあります。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察、昼礼での報告で確認しています。保健計画を作成しています。既往症や予防接種は、入園前に保護者が記入した書類を提出してもらって把握しています。入園後は、保護者懇談会時に追加記入してもらったり、保護者から連絡を受けた時点で職員が追記します。保護者には入園説明会や懇談会で「重要事項説明書」をもとに、健康に関する方針などを伝えています。保育の中での、子どもの健康に関する取組は、園だより、給食だより、保健だよりなどで伝えています。乳幼児突然死症候群の予防策として、呼吸チェックを実施、記録しています。0歳児クラスの保護者に、乳幼児突然死症候群に関する資料を配付しています。園内に、乳幼児突然死症候群防止のポスターを掲示しています。職員は、対策を講じていますが、研修や確認・周知徹底の機会を増やすことが期待されます。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診、歯科健診は年2回実施しています。保護者には内科健診結果を口頭で伝えています。歯科健診結果は書面を渡しています。保健計画をもとに、毎月の計画や目標を設定しています。健診結果を参考にし、保護者に受診を勧めたり、感染症予防対策の徹底、手洗い、うがい指導など保育に反映させています。毎月、身長・体重を測定し、カウプ指数を把握しています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患について、かかりつけ医の判断にもとづき、対応しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、食物アレルギーのある場合に「食事提供ガイドライン」を策定しています。食物アレルギーは保護者、調理担当職員、園長、主任、担任と連携をとり、完全除去食を提供しています。除去食提供時、配膳時には職員間で確認しています。専用トレイ、専用食器を使用し、クラス内では食事の場所を決めています。そばに職員が付き、誤食防止対策を行っています。職員はアレルギー疾患、食物アレルギーなどの外部研修に参加しています。他の子どもや保護者に理解を図るため、アレルギー疾患、慢性疾患等について特に伝えることはしていません。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画があり、食器に慣れる、食材に触れる、おやつ・昼食準備手伝い、クッキング、野菜栽培などを楽しんでいます。食事は机を配置し、友だちと一緒に食べています。職員がマナーや、食材、健康との繋がりなどの話をしながら、年齢に応じて援助したり、皆で楽しく食べられるようにしています。陶器の食器を使用し、年齢に応じた食器を準備しています。少食や苦手なものがある場合は、無理のないように勧めたり、少しでも食べられたらほめています。「○○をちょっと、食べられたよ」と自分で伝える様子も調査日に観察できました。給食日より季節の食材や献立のポイントを伝えています。玄関ホールに給食サンプルを展示しています。玄関ホールや園内に食育の取組の写真などを掲示しています。希望の保護者には給食献立のレシピを調理担当職員からもらう事もできます。コロナ禍以前は保育参加の際に、保護者が給食を試食できる機会を設けています。

| | | |
|-----|---|---|
| A16 | A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 | b |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

献立は2週間ごとのサイクルメニューとなっています。子どもの食べる量や好き嫌いはクラス担当職員が把握しています。低年齢児クラスでは、食事規程量をあらかじめ盛り付けて提供しています。年齢ごとの食事摂取基準と園での提供量、提供内容などを重要事項説明書に明記しています。残食は調理担当が記録しています。給食会議、調理担当者会議で、クラスの様子や献立などについて話し合い、メニューに反映させています。献立は、季節の食材を用い、行事食や郷土料理などを取り入れています。食材は、法人が提携している業者から搬入され、衛生管理と食材管理を徹底しています。業者名は重要事項説明書に明記しています。今年度は調理担当職員が食事の様子を見たり、献立について子どもと言葉を交わしたりする機会があまり作れませんでした。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

| | | |
|-----|---|---|
| A17 | A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | a |
|-----|---|---|

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

登園時に職員が保護者から家庭の様子を聞いています。降園時に、園でのその日の様子や子どものエピソードを口頭で伝えたり、連絡用アプリケーションソフトを活用し、日々の様子、活動内容などを伝えていきます。保育の意図、目標を重要事項説明書に記載しています。園だより、クラスだよりで、保育の目標や取組について分かりやすく説明しています。行事後のアンケートや口頭で感想・意見を寄せてもらったり、懇談会などで保育内容についての理解度を把握したり、要望等を聞いています。掲示した子どもの活動の様子の写真や、作品などにコメントを入れたり、特集したりし、保育内容や成長が伝わるようにしています。保護者が参加しての園行事、保育参加、保育参観など、子どもの成長を共有できる機会となっています。クラスの懇談会やクラスだよりで、これまでの様子や、現在の様子、これからの目安などを伝え、皆で成長を楽しめるようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、日ごろからコミュニケーションをとるように努めています。保護者が、担任以外の職員とも、話しやすい雰囲気を作っています。個人面談時以外でも、いつでも保護者からの相談を受け付け、相談には、迅速な対応を心がけています。相談があった場合は、空いている保育室、子育て支援スペースを利用し、ゆっくり話ができるようにしています。相談内容は、記録を残し、昼礼等で職員間で共有しています。内容により、園長・主任が、相談を受けた職員に助言したり、保護者に対応する場合もあります。

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

「重要事項説明書」「運営規程」に虐待防止や人権尊重について明記しています。登園時に、子どもの様子、保護者の様子を観察したり、着替え時に身体状況をさりげなく確認しています。保護者との日常のやりとりなどから、家庭での養育の状況把握に努めています。虐待の疑いや、虐待が明白になった場合は、鶴見区こども家庭支援課や、児童相談所と連携をとる体制になっています。見守りや家庭支援が必要な場合には、保護者の心身状態をみながら、声かけの工夫や、話がしやすいように配慮しています。虐待や権利侵害について、マニュアルにもとづいた研修の実施や、職員同士で確認しあう機会が増えることが期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」「保育日誌」で定期的に振り返り、見直しをして記載欄に記入しています。振り返りの中で、自己評価を行い、配慮事項、子どもの姿、今後に向けてなどを記録しています。各職員は「振り返りシート」を使用して、前期・後期・年間の3回の振り返りを行っています。各会議や毎日の昼礼で、クラスの状況や子どもへの対応、活動の進め方などを話し合い、議事録に残しており、確認し合う事が出来ます。職員の自己評価や、各会議での話し合いから、保育所としての課題を抽出しています。「信頼にもとづく保育を行う」「意欲をもって挑戦する」「環境設定の工夫」などが課題として、明らかになっています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323